



起業家支援助成事業のご案内

～空き店舗を活用した起業を応援します～

【概要】

市内の空き店舗を賃借して新たに事業を開始しようとする方に対し、出店にあたっての改修費用や設備に係る費用の一部を助成します。

【助成内容】

助成区分	対象となる費用	交付率	助成限度額	助成期間
空き店舗等改修助成事業	空き店舗等建物本体の改修費(消費税を除く)	対象経費の1/2	◎500,000円 (市内事業者施工の場合) ◎250,000円 (市外事業者施工の場合)	当初改修費のみ
空き店舗等運営助成事業	事業の運営に係る設備や備品購入費、宣伝等に要する費用(消費税を除く)	対象経費の1/2	500,000円	創業時のみ

※空き店舗など…事務所、店舗または蔵であって現に使用されていない建物

【助成対象者】

次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- 市内で新たに事業を起こし、同一の事業を3年以上継続しようとする方。(加盟小売店やすでに事業を営んでいる方の事業拡張は除く。)
- 市内の空き店舗などを賃借し、店舗などを設置しようとする方。
- 助成金の申請者と空き店舗などの所有者が、①同じ方でないこと、②配偶者並びに3親等以内親族でないこと、③雇用関係にないこと。
- 主に店舗への来客を対象とする事業者で、昼間の営業ができること。
- 空き店舗などにおいて出店する事業に直接携わること。
- 改修工事に着手しておらず、かつ交付申請書を提出した日の属する年度の3月31日までに改修工事が完了し、事業を開始する見込みがあること。
- 市税を完納している方。
- 許認可などを必要とする業種については、既に当該許認可等を受けている方、または許認可などを受けることが確実である方。
- 公の秩序または善良な風俗を害する恐れがないこと。
- 国、県等の制度により同様の助成等が受けられる要件を満たしていないこと。

【必要書類(申請時)】※改修工事に着手する前に申請してください。

- ① 起業家支援事業助成金交付申請書
- ② 市税について滞納がないことの証明書
※法人の場合は、代表者個人の証明書と法人市民税の証明書
- ③ 法人の場合は、登記事項証明書
- ④ 貸借契約書の写し
- ⑤ 空き店舗等改修助成事業については、工事見積書等の写し
- ⑥ 空き店舗等改修助成事業については、店舗の改修前の写真
- ⑦ 空き店舗運営助成事業については、見積書の写し
- ⑧ 創業計画書(提出前に商工会議所の経営指導を受けてください)

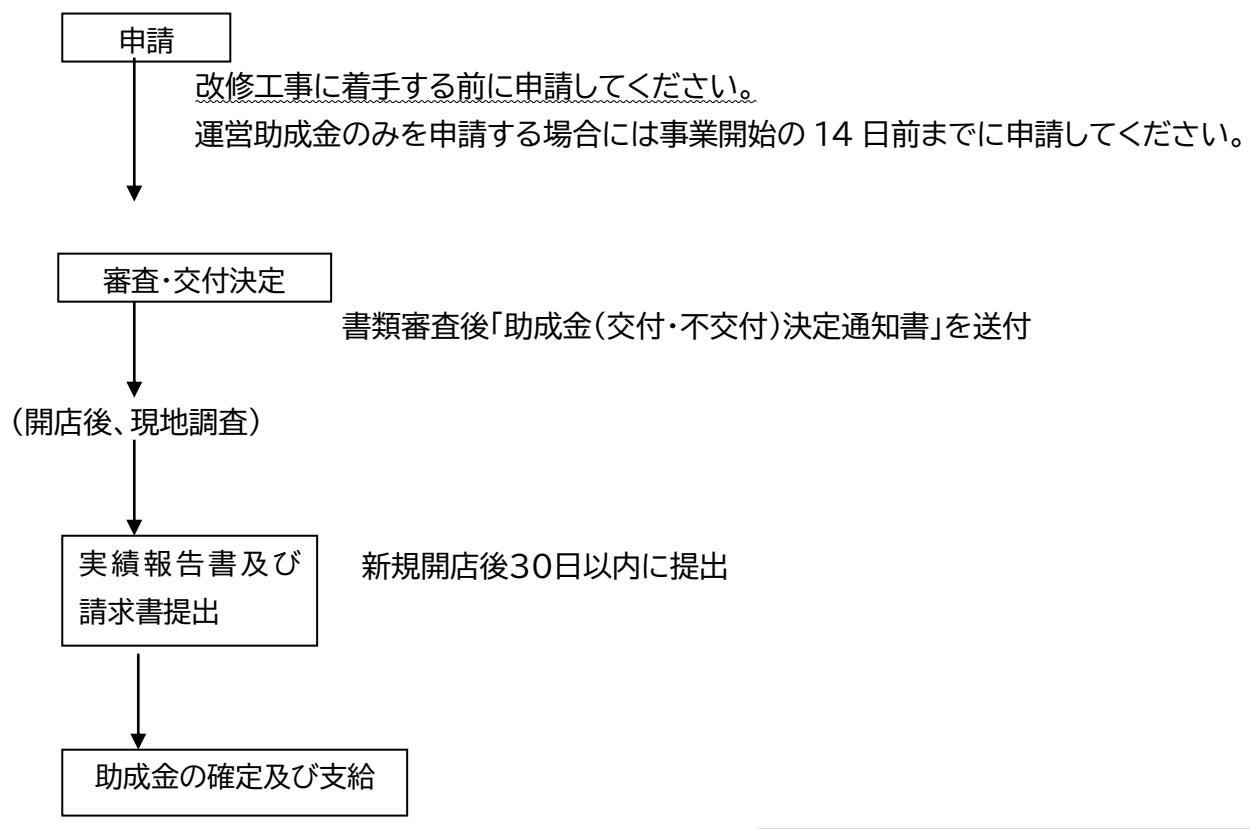
【注意事項】

○助成金の交付決定者が対象要件に該当しなくなった場合や、偽りその他不正な手段により交付決定を受けた場合は、交付決定が取り消されることになります。

○交付決定後、当初の事業計画に変更等が生じた場合には変更届等を提出しなければなりません。

○年度の途中でも予算が無くなりしだい受付を終了します。

【事務処理の流れ】



問い合わせ
行田市商工観光課
電話 048-556-1111(内線5404)